

聖蹟桜ヶ丘多摩川河川敷広場等の利用ガイドライン

2025年（令和7年）8月版

ガイドラインの位置づけ

このガイドラインの対象としている「芝生広場」「キッチンカースペース」では、従来の画一的なルールに基づく利用ではなく、地域主体の運営体制に基づき、地域の意見に耳を傾けながら、様々な利用を試し、多くの方にとって魅力ある場所として進化を続けていきたいと考えています。そのため、このガイドラインでは、極力「できること」を多くして、「できないこと」を少なくすることを基本的な考え方として作成しています。

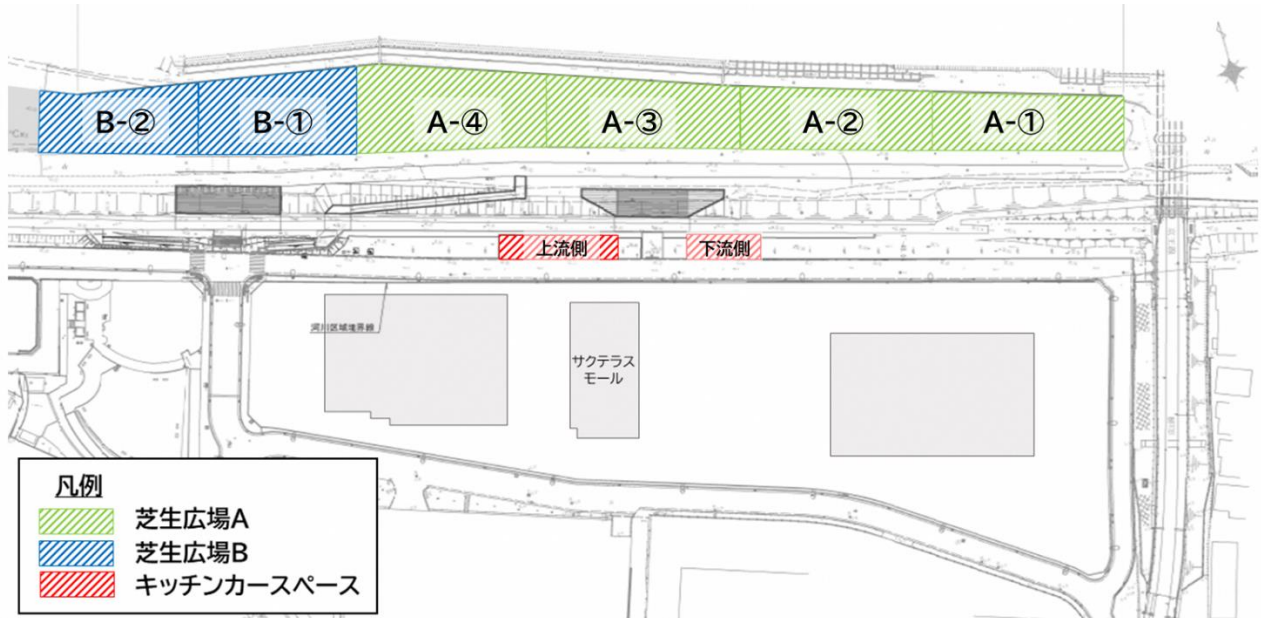
よって、このガイドラインは行政が決めたルールではなく、地域主体の街づくりを進める中で行政と地域の連携により作成し、随時見直しをしてまいります。それにより、聖蹟桜ヶ丘を訪れる多くの方に「川のある豊かな日常」を感じて頂き、聖蹟桜ヶ丘エリア全体の活性化を図っていきます。

CONTENTS

- 1 エリアの定義
- 2 できること・できないこと
- 3 利用上の注意
- 4 利用までの流れ
- 5 利用料金
- 6 利用料金の減免
- 7 設備・備品の使い方
- 8 必要な申請や届出
- 9 約束事
- 10 各種書類

1 エリアの定義

本ガイドラインの対象となる場所は、以下の3箇所です



芝生広場

- ・面積 | 6, 0 6 3 m²
- ・位置づけ | 広場（河川区域内）

※幅約50m単位でブロック分け、計6ブロック

キッチンカースペース

- ・面積 | 2 2 5 m²（西側）・ 1 3 6 m²（東側）
- ・位置づけ | 広場（河川区域内）

2 できること・できないこと

[できること]

芝生広場

利用形態によって3種類に分類しています

① 行為使用

- ・非営利で特定の目的のために人を集めて行われる行為

(使用例：集団での活動、ワークショップ、市民活動団体や学生の活動・発表等)

→事前に利用申請が必要です

② 収益事業

- ・販売行為及び飲食物の提供等の営利事業を行う場合

(使用例：出店、販売、収益を伴うイベント、業として行う撮影等)

→事前に利用申請が必要です

③ 自由使用

- ・個人やグループで自らが楽しむ場合

(使用例：休憩、散歩等)

→利用申請は不要です

※ 火気の使用について

- ・ 利用形態に関わらず、事前に利用申請が必要です

キッチンカースペース

- ・ 飲食物の提供を伴う事業（その他の目的では原則利用できません）

→事前に利用申請が必要です

[できないこと]

共通（基本ルール）

◇許可が必要な行為を届け出なく行うこと

- ・ 届け出なく物品その他の物を販売する、もしくは販売させる、又は金品の寄付募集等の行為を行うこと
- ・ 届け出なく展示会、興行、競技会、その他これらに類する行為を行うこと
- ・ 届け出なく広告物又はこれに類する物を表示、配布し、又は散布すること
- ・ 届け出なく業としての写真・動画等の撮影をすること

◇ゴミを捨てること

- ・ ごみ、空き缶その他汚物を投棄し、又は悪臭を発生させる行為

◇壊すこと・汚すこと・持ち去ること

- ・ 施設・備品等の毀損又は汚損、持ち去り

◇動植物の捕獲・殺傷、植物等の採取・損傷

- ・鳥獣類を捕獲し、または殺傷すること
- ・届け出なく植物を伐採、採取、その他損傷すること

◇芝生を傷める行為（簡易要約表を参照）

◇ほかの人に危険なこと・迷惑なこと

- ・火災、爆発その他の危険を生ずるおそれのある行為
- ・騒音、暴力をふるう、その他、他人の迷惑になる行為
- ・ペットの放し飼い、広場内での排泄
- ・宿泊
- ・近隣マンション敷地等、本ガイドライン対象エリアの外でのルール違反行為・迷惑行為

◇届け出なく工作物を設置すること、物品を残置すること

- ・届け出なく、施設、物品等を設置し、又は放置すること
- ・夜間を通じて、物品を存置すること（別途許可を得た場合を除く）

◇土地の形質を変更すること（国土交通省の許可が必要です）

- ・土地の盛土・切土により、土地の形状を変更すること

◇暴力団関係者が利用すること

- ・暴力団員による不当な行為の防止等 に関する法律（平成3年法律第77号） 第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」） 若しくは同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者（以下これらを「暴力団関係者」という。） 又は役員に暴力団関係者がいる法人 その他の団体による利用

◇政治・宗教行為

- ・政治団体が、自らの会員又は党員を募ることを目的とし、人を集めて政治上の主義を推進、支持する活動を行うこと
- ・宗教団体が、自らの信者を募ることを目的とし、人を集めて布教を推進し、又は信者を教化するような儀式又は活動を行うこと

◇事務局の審査により目的と合致しないと認めること

- ・その他、利用申請時に事務局が審査し、広場の運営管理上特に必要があると認めて禁止する行為

○できること・できないこと 簡易要約表（基本ルール）

項目		芝生広場A	芝生広場B	キッチンカー スペース	
利用形態に関わらず	駐車場利用のための車両乗り入れ	×	×	申請に基づく飲食物の提供(キッチンカーでの出店等) ※飲食物の提供を伴わない利用は原則禁止。また、机や椅子を設置して、キッチンカースペース内での飲食や滞留を生み出す行為は禁止とされていますが、試験的に取り組みを重ね、ルールを検討していく予定です	
	イベント実施に係る車両乗り入れ	×芝生を傷めるため	○要申請(必要最小限)		
	イベントステージの設置	×芝生を傷めるため	○要申請		
	ドッグランの実施	×芝生を傷めるため	○要申請		
	花火	×芝生を傷めるため	○要申請 <small>(自由使用は期間制限あり)</small>		
	焚火(焚火シート・焚火台使用)	×芝生を傷めるため	○要申請		
	BBQ	△近隣への影響を検証中のため、事務局主催事業のみ可とする	△近隣への影響を検証中のため、事務局主催事業のみ可とする		
	キャンプ(宿泊)	×	×		
	行為使用 (集団での活動)	球技(極力、球技場をご利用ください)	×芝生を傷めるため		○要申請
		参加無料のイベント	○要申請		○要申請
アクティビティ(ヨガ・ダンス等)		○要申請	○要申請		
収益事業	物品・食品の調理販売等 (飲食スペースの提供も含む)	○要申請	○要申請		
	入場料制イベント (参加料の徴収有)	○要申請	○要申請		
	業として行う撮影 (写真・動画問わず)	○要申請	○要申請		
自由使用	ボール遊び(硬いボール除く)	○	○		
	楽器の演奏(他人の迷惑とならないよう音量に配慮)	○	○		

○⇒自由に可能 ×⇒不可 ○要申請⇒申請により可能 △⇒当面は事務局主催時のみ可

・芝生広場は芝生養生の為、利用できない範囲を設定する場合があります

3 利用上の注意

芝生広場

●行為使用・収益事業の場合

- ・事前の利用申請が必要です
- ・準備・撤収に要する時間を除く、利用可能時間は午前 8 時から午後 8 時までです
- ・準備・撤収は利用時間の前後 2 時間以内を原則とし、かつ午前 7 時から午後 9 時までの間とします。但し、午前 7 時前、午後 9 時以降に作業が及ぶ場合には、事前に事務局と協議してください
- ・上記の例外として、夜の暗さを活かし、地域に新たな魅力を生み出す内容として、多摩市または一般社団法人聖蹟桜ヶ丘エリアマネジメントが主催または共催する催しに限り、利用可能時間を午後 9 時、撤収時間を午後 10 時までの延長を可能とします。この例外の適用は月 1 回までとし、周辺への事前告知を必ず行うこととします
- ・準備・撤収に際しては、騒音・光害を生じさせないように十分注意してください
- ・使用場所や時間、周辺への調整（必要な場合のみ）等は、事前に事務局と利用者間で協議の上、必要な対応は事前に済ませてください。特に、来場者の帰宅時間が同じ時刻に集中するなど一時的に多くの人出があることが予測される場合は、来場者及び近隣

への安全確保のため、周辺道路・通路の通行止めや歩行者誘導などの対応策を検討する必要があるため、事務局と協議の上、多摩市とも事前調整を行ってください

- ・ 催し主催者として必要な保険に加入してください。保険加入先が分からない場合はご相談ください
- ・ 行為使用と収益事業で同時に使用できるスペースは最大で芝生広場の5／6までです
- ・ 多摩市立一ノ宮公園も含めた利用を希望される場合も当ガイドラインに則りご相談ください。一ノ宮公園の利用手続きも一元的に対応します。
- ・ 天候基準※により利用禁止となる場合があります。また、利用していても、急激な天候悪化、河川の増水が見込まれる時は、利用の中止を指示する場合があります。その際は即座に撤収し、河川敷から避難してください
- ・ 利用不可となった場合の休業補償は行いません

●自由使用の場合

- ・ 利用可能時間は午前7時から午後9時までです
- ・ 事前の利用申請は不要です
- ・ 決められたルールの中で、だれでも自由に使用することができます
- ・ 利用者同士が常識の範囲で譲り合いながら楽しく利用しましょう
- ・ 行為使用、収益事業の利用申請により、芝生広場が使用されている場合は、利用申請を

した方々の利用に配慮してください

- ・天候基準※により利用禁止となる場合があります。また、利用していても、急激な天候悪化、河川の増水が見込まれる時は、利用の中止を要請する場合があります。その際は即座に撤収し、河川敷から避難してください

●火気使用の場合

- ・利用可能時間は午前8時から午後8時までです
- ・必ず水の入ったバケツ（行為使用及び収益事業の場合は消火器）を用意し、使用後は当該エリアに水撒きを行い、残り火のないよう完全に鎮火してください
- ・行為使用及び収益事業で火気使用する場合は消防署への届出を行ってください
- ・焚き火を実施する際は必ず焚火台・焚火シートを同時に使用してください。（飲用のお湯を沸かす以外の調理行為は禁止です）
- ・個人やグループにて実施する場合、利用料は無料です
- ・個人やグループにて実施する場合、花火の実施期間は4月1日から9月30日までとします。また、打ち上げ花火、音の出る花火、置き花火等は近隣の迷惑になるためご遠慮ください

キッチンカースペース

- ・準備・撤収に要する時間を除く、利用可能時間は午前8時から午後8時までです
- ・準備・撤収は利用時間の前後1時間以内とします
- ・準備・撤収に際しては、騒音・光害を生じさせないように十分注意してください
- ・キッチンカースペースの自由使用はできません
- ・移動可能な仮設店舗であれば、車両などの形態の制限はありません
- ・連続出店の制限はありません
- ・販売品目の店舗間調整は行いません。同日の出店店舗については、事務局にお問い合わせください
- ・天候基準※により利用禁止となる場合があります
- ・芝生広場でイベントを実施している場合において、当該主催者との調整により、キッチンカースペースが利用不可となる場合があります
- ・利用不可となった場合の休業補償は行いません

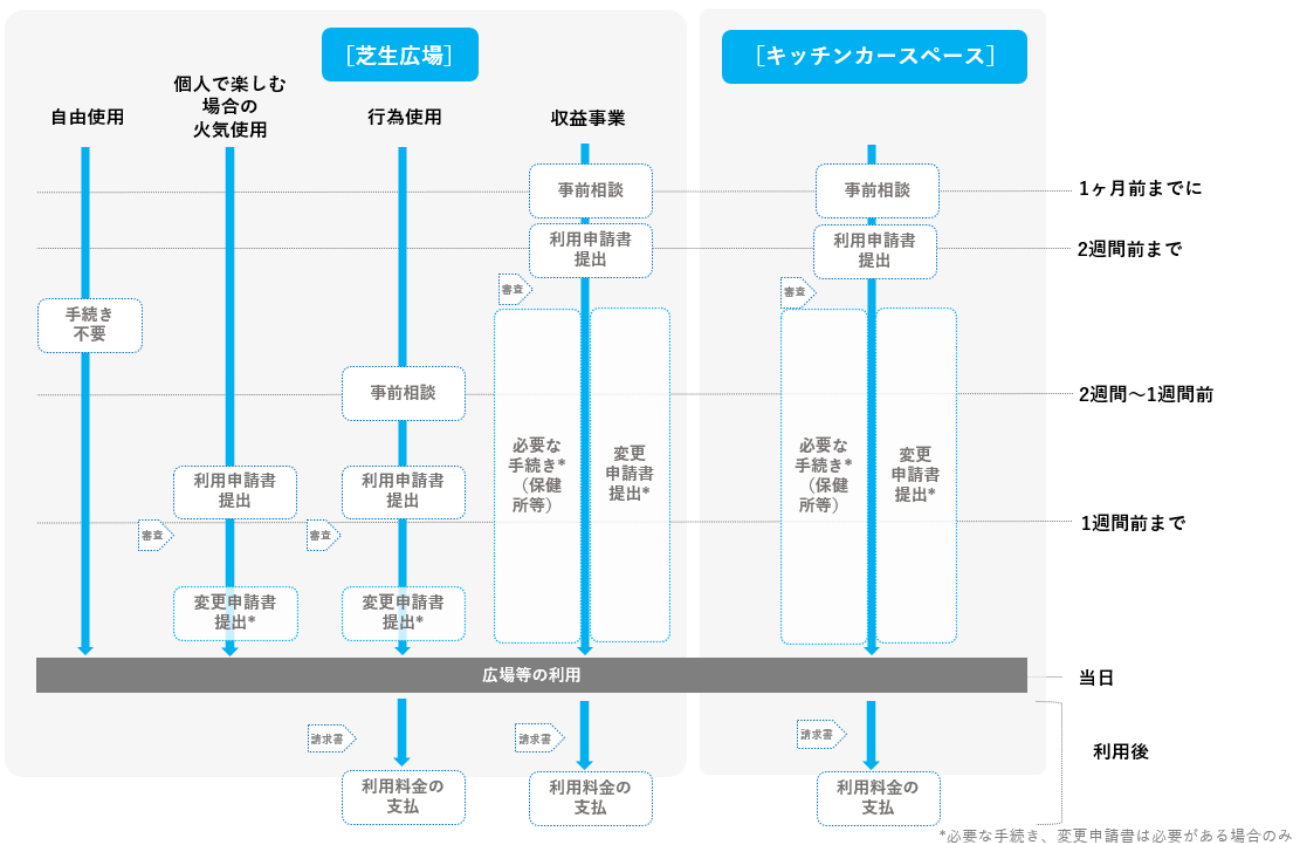
※天候基準（主なもの）

- ・大雨・暴風・落雷・洪水・竜巻警報発令時
- ・多摩川 日野橋水位観測所の水位が1.05m以上
- ・浅川 浅川橋水位観測所の水位が1.4m以上

※上記基準に加え、想定される雨量、台風の進路予報など各種情報を総合的に踏まえ判断します

4 利用までの流れ

利用申請、利用、料金の支払いまでは以下の流れとなっています。利用をお考えの方は、事務局までお問い合わせください。利用申請は、利用予定日の3か月前の月の1日から受け付けます。収益事業は2週間前まで、行為使用は1週間前までに行ってください。芝生広場を3ブロック以上利用する場合は1年前、2ブロック利用する場合は6か月前より利用申請可能です。申し込みは原則先着順となります。また、個人で楽しむ場合（自由使用）の火気使用申請は、利用予定日の1週間前までに行ってください。利用申請と異なる内容での利用、また利用申請者以外の利用（権利の一部または全部の譲渡）はできませんのでご注意ください。



利用にあたり、せいせきカワマチのイベント告知板やWEBサイト、SNS等を通じた開催情報の発信を行います。告知素材の提出などにご協力ください。原則無料です。（データ加工費など実費が生じた場合は実費をご負担ください。）イベント告知板は審査の上、B判サイズにて掲出が可能ですので、ご希望の際はご相談ください

5 利用料金

利用料金は下記の通りです

お支払いいただいた利用料金は、芝生広場・キッチンカースペースの維持管理・利用促進等に活かされます

		行為使用	収益事業
芝生広場	テント一張り	1,000円/日	売上の5% ※最低1,000円/日
	1ブロック ※1ブロック：幅約5.0m	3,000円/日	売上の5% ※最低3,000円/日
キッチンカー スペース	1台分	—	売上の5% ※最低1,000円/日

・業として行う写真撮影、映画、テレビ、ビデオ撮影は場所に関わらず、6,750円/時間
※報道・せいせきカワマチのプロモーションに資する撮影は除く

○キャンセル料（行為使用・収益事業ともに）

		自己都合 (5日前以降)	自己都合 (前日以降)
芝生広場	テント一張り	1,000円/日の50%	1,000円/日の100%
	1ブロック	3,000円/日の50%	3,000円/日の100%
キッチンカー スペース	1台分	1,000円/日の50%	1,000円/日の100%

・業として行う写真撮影、映画、テレビ、ビデオ撮影のキャンセル料は、
自己都合（5日前以降）が予定金額の50%、自己都合（前日以降）が予定金額の100%

※複数の二次出店者を取りまとめて利用する場合の売上とは、来場者への売上総額となります。なお、その場合、売上の5%の利用料に代えて、二次出店者一店舗当たり5,000円/日の定額利用料金でお支払いいただくことも可能です。一店舗のとらえ方については、事務局と協議の上決定するものとします

○支払方法

利用月月末締めで利用料金を算出し、請求書を発行します。利用月翌月末までに指定の金融機関口座にお振込みください。なお、振込手数料はご負担ください。また、期日までにお振込みが無い場合、全額のお振込みが確認できるまでは、利用申請済みの分も含め芝生広場・キッチンカースペースの行為使用・収益事業はできません

6 利用料金の減免

公益性の高いイベントの場合、利用料金の減免対象となる場合があります。多摩市と協議の上決定しますので、利用申請時にご相談ください

7 設備・備品の使い方

行為使用・収益事業の際に、有償での貸し出し備品を用意しています。先着順となりますので、利用申請時にご相談ください

8 必要な申請や届け出

食品の提供（保健所）、酒類の販売（税務署）、火器の使用（消防署）、道路・交通への影響（警察署）はそれぞれ申請や届け出が必要です。連絡先をご案内できますので、利用申請時にご相談ください

利用に必要な許可・届け出、付帯した保険（PL 保険等）については、遅滞なくその写しを事務局に提出してください。

9 約束事

◇利用者の責務

- ・利用に関わる苦情などが出た場合は、利用者が責任を持って対応するものとします。苦情などが出た場合には、やむを得ず中止などの対応を求める場合があります。この場合、利用者に損害が生じても事務局はその補償の責任を負いません
- ・利用中に事故及び持ち込み品の盗難、破損、紛失等が発生した場合は、利用者が責任を持って対応するものとし、人的、物的損害に係る賠償責任は利用者の負担となります。イベント保険など主催者として必要に応じた保険に加入してください
- ・利用当日に利用申請された行為以外の行為をしている場合は、利用を中止していただく場合があります。この場合、利用者に損害が生じても事務局はその補償の責任を負いません
- ・利用当日の問い合わせ対応者の明確化を行ってください
- ・イベント業者等に運営を丸投げして責任者が全体を掌握せず、当日のトラブルや指導に適切に対処しないような場合、次回以降の利用をお断りする場合があります
- ・他の利用者の安全・快適な利用を妨げないように配慮するものとします
- ・利用者が持ち込んだ機材や備品等は、利用者の責任で管理するものとします
- ・利用者は、利用後に利用場所を原形に復旧する義務を負うものとします
- ・食品を扱う利用者は、保健所指導の下、食中毒の発生を防ぐ対応を遵守するものとします

◇禁煙

- ・芝生広場及びキッチンカースペースは全面禁煙です

◇清掃とゴミの処理

- ・備え付けのごみ箱はありません
- ・周辺施設への影響に配慮し、利用時に出たごみは、外へ持ち出さず、購入者の空き容器等も含めて利用者の責任で分別回収し、当日に持ち帰ってください。また、イベント実施の場合は、看板等で来場者への呼

びかけを徹底してください

- ・利用後は、利用場所及びその周辺の清掃を行ってください

◇芝生広場への車両の乗り入れ

- ・行為使用・収益事業における物品搬出入、催しの遂行上やむを得ない場合のみ、必要最小限の規模において車両乗り入れ許可の対象となります
- ・芝生広場 A への車両の乗り入れは原則禁止です
- ・芝生広場 B への直接の車両乗り入れには、利用申請が必要です
- ・乗り入れる際は、周辺交通事情を考慮し、一般道路での待機はご遠慮ください
- ・車両搬入出の際はハザードランプを点灯の上徐行するほか、誘導者を配置し、周辺利用者の安全に十分に配慮してください

◇周辺への駐停車

- ・芝生広場専用の駐車場はありません。近隣の駐車場をご利用ください
- ・イベント等を実施する際、来場者に、公共交通機関利用の呼びかけをお願いします。イベントチラシ・ポスターを作成する場合は芝生広場までの案内図を挿入してください
- ・交通渋滞など周辺道路への影響が考えられるイベント等を実施する場合は、事前に警察署へご相談をお願いします

◇警備

- ・イベント等実施時の来場者や通行者の安全性に配慮した警備スタッフを適所に配置してください
- ・機材の搬入出時の安全性確保のため、必要数の警備スタッフを適所に配置してください

◇災害、天候不順などの理由により利用不能となった場合

- ・災害、天候不順など利用者の責に帰することのできない事由により利用不能となった場合は、利用料金を免除します
- ・暴風警報、大雨警報、洪水警報、雷警報、濃霧警報等が発令された場合は利用を中止してください
- ・事前に、天候不順で中止する場合の最終判断時間を事務局にお知らせください
- ・中止の場合はできるだけ早く事務局へ連絡してください
- ・災害、天候不順などの理由により中止となった場合で、日程の変更を希望する場合は事務局に相談の上、利用変更申請書をご提出ください

◇緊急時に備えた対応

- ・緊急時の避難経路を確保した配置計画を行ってください
- ・利用者は、イベント等の実施における事故、スタッフや来場者のけが等、万一の場合に備えてください。
(イベント保険への加入など)

◇騒音

- ・音量について、周辺施設・住宅へ十分配慮してください
- ・コンサートや音楽会など、音の出る機器の使用や、音を出すことを目的とするイベントを実施する場合は、事務局と協議してください。複数のスピーカーを用意し、会場を囲むように配置することで、音の拡散を防ぐことができます
- ・近隣対応やボリューム管理について責任をもって対応してください

◇広告の表示

- ・芝生広場及びキッチンカースペースの利用に伴い、広告を表示することは可能ですが、規模や掲出期間、表示内容等によって、東京都屋外広告物条例に基づく許可が必要となることがありますので、表示前に事務局までご相談ください

◇周辺への周知

- ・利用内容について、事務局に確認の上、必要に応じてお知らせ文書を配布するなど、周辺への周知を行っていただく場合があります
- ・大きな音を出すイベント等の場合、事前に以下の内容について近隣への周知を行ってください

- ・音が発生する時間帯（リハーサルも含む）
- ・スケジュール（準備・片付け期間を含む）
- ・利用前日までの問い合わせ電話番号やメールアドレス
- ・利用当日、必ず連絡がつく電話番号やメールアドレス

◇その他

- ・ 落し物・忘れ物を見つけた場合は、最寄りの交番（多摩中央警察署桜ヶ丘駅前交番）へ届け出てください
- ・ トイレはせいせき公園内のトイレを利用いただくよう誘導、案内してください
- ・ このガイドラインに記載のある事項や事務局の指示に従わない場合、次回より利用をお断りする場合があります
- ・ ガイドラインに定めのない事項に関しては事務局と協議の上、善良に対処してください
- ・ 利用に際し公益性等に関する特別な事情がある場合、事務局と協議の上、ルール外の利用を認める場合があります

10 各種書類

利用申請等の際は、下記のホームページで最新の利用ガイドラインを確認の上、下記メールアドレスにお問い合わせください。手続きのご案内をいたします

ホームページアドレス：<https://seiseki.org/>

メールアドレス：seiseki@keio.co.jp

●利用申請（お問い合わせ時にご案内します）

- ・ 芝生広場利用申請書（行為使用・収益事業共通）
- ・ 個人で楽しむ場合の火気使用申請書
- ・ キッチンカースペース利用申請書
- ・ 緊急対応体制図（任意書式）

●利用変更／取消申請（お問い合わせ時にご案内します）

- ・芝生広場利用変更／取消申請書
- ・個人で楽しむ場合の火気使用変更／取消申請書
- ・キッチンカースペース利用変更／取消申請書

[書類提出／問い合わせ先]

一般社団法人聖蹟桜ヶ丘エリアマネジメント

（事務局）

〒206-0011 東京都多摩市関戸1丁目9-1 京王電鉄本社ビル7階

メールアドレス：seiseki@keio.co.jp

※広場全体の管理についてのお問い合わせは下記にお願いします

多摩市役所 企画政策部 行政管理課

〒206-8666 東京都多摩市関戸6-12-1

電話：042-338-6948

メールアドレス：tm035000@city.tama.tokyo.jp